

## 5G×ICTインフラ利活用検討会設置要綱

## (目的)

第1条 2020年からの第5世代移動通信システム（以下「5G」という。）実用化を見据え、5Gや光ファイバ等のICTインフラの地域における利活用方法を幅広く検討するとともに、県内全域での普及展開を促進し、地域課題を解決するための新たな戦略について検討するため、「5G×ICTインフラ利活用検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 5Gや光ファイバ等ICTインフラの利活用方法に関する事項
- (2) ICTインフラの地域への普及展開の促進、および地域課題を解決するための新たな戦略に関する事項
- (3) その他検討会の目的を達成するために必要な事項

## (組織)

第3条 検討会は、委員18人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者および5Gの利活用が見込まれる分野の関係者から知事が選任する。

## (座長)

第4条 検討会に座長および副座長を置く。

- 2 座長は知事が指名し、会議を進行する。
- 3 副座長は、座長が指名する者をもって充て、座長が不在の時はその職務を代理する。

## (会議)

第5条 検討会は知事が招集する。

- 2 検討会は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3 検討会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、知事が検討会の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。
  - (1) 富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第7条に規定する非開示情報が含まれる事項に関して協議する場合
  - (2) 公開することにより、検討会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

## (庶務)

第6条 検討会の庶務は、経営管理部情報政策課において処理する。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。